鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則(平成17年鳥取県規則第29号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合 には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正 部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(定義)

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

- (2) 被措置者等 医療の給付を受ける者及びその 扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定め る扶養義務者をいう。)をいう。
- (3) 生計中心者 被措置者等のうち、医療の給付 を受ける者の生計を主として維持している者をい う。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の|第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

- (2) 被措置者等 医療の給付を受ける者及び主た <u>る</u>扶養義務者をいう。
- (3) <u>主たる扶養義務者</u> 民法(明治29年法律第89 号)に定める扶養義務者のうち、医療の給付を受 ける者の生計をその収入により主として維持して いる者をいう。
- (4) 所得税額等 基準年分の所得税額及び基準年 度分の市町村民税の所得割額(当該所得割額につ いて地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の 7、同法附則第5条第3項又は同法附則第5条の 4 第 6 項の規定による控除が行われる場合にあっ ては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定 による市町村民税の減免が行われる場合にあって は、当該所得割額から当該減免額を控除した額と する。) をいう。
- (5) 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給 付が行われる年度の初日の属する年の前年(4月 から6月に行われるものについては、その前々 年)の分の所得税額(所得税法(昭和40年法律第 33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

(4) 基準年分の所得税額 被措置者等の医療の給 付が行われる年度の初日の属する年の前年(4月 から6月に行われるものについては、その前々 年)の分の所得税額(所得税法(昭和40年法律第 33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等| に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定に より計算された額をいい、所得税法(昭和40年法 律第33号)第78条第1項、同条第2項第1号、同 項第2号(地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限 る。)、第78条第2項第3号(地方税法第314条 の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、 第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項ま で又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条 の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2 第1項若しくは第41条の19の5第1項の規定によ る控除が行われる場合にあっては、当該控除前の 額)をいう。

<u>(5)</u> 略

<u>(6)</u> 略

(7) 略

(負担命令)

第3条 略

- 2 略
- 各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払 を要しないものとする。
- (1) 略
- (2) 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課 税(地方税法第323条の規定による免除を含む。 次条第1項第2号において同じ。)である場合
- (3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第6条に規定する保護者をいう。)は、医療の給付 の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなけ ればならない。

(1)~(4) 略

2 知事は、前項の規定による証明書等の提出がない 2 知事は、前項の規定による証明書等の提出がない ときは、被措置者等の収入の状況について必要な調 査を行うものとする。

別表(第3条関係)

階層区分 被措置者等が支払うべき 負担金の月額

及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等 に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定に より計算された額をいい、所得税法(昭和40年法 律第33号)第92条第1項若しくは第95条第1項か ら第3項まで又は租税特別措置法(昭和32年法律 第26号)第41条第1項から第3項まで、第41条の 2、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の 3第1項の規定による控除が行われる場合にあっ ては、当該控除前の額)をいう。

- <u>(6)</u> 略
- <u>(7)</u> 略
- (8) 略

(負担命令)

第3条 略

- 2 略
- 3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の 3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の 各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払 を要しないものとする。
 - (1) 略
 - (2) 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課 税である場合
 - (3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者(児童福祉法|第4条 医療の給付を受ける者の保護者(児童福祉法 第6条の保護者をいう。)は、医療の給付の申請を 行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければな らない。

(1)~(4) 略

ときは、所得税額等について必要な調査を行うもの とする。

別表(第3条関係)

階層区分

被措置者等が支払うべき 負担金の月額

入院	外来	
略		略
		備考 生計中心者とは、被措置者等のうち、医療
		の給付を受ける者の生計をその収入により主と
		して維持している者をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う医療の給付の措置に要する費用の負担命令について適用し、同日前に行われた医療の給付の措置に要する費用の負担命令については、なお従前の例による。